

# 岡山市事業承継支援補助金のご案内

岡山市では、市内の事業者が事業承継における問題を解決するため、経営状況・経営課題等の把握、事業承継に向けた経営改善、事業承継計画の作成、自社又は買収予定先企業の価値算定等を行う取組に係る費用に対して、経費の一部を補助します。



## ●補助対象経費と補助額等

### ○補助対象経費

- ・ 初期診断
- ・ 課題分析
- ・ コンサルティング
- ・ 企業価値の算出に係る経費
- ・ 事業承継計画の作成

※上記の経費であっても、認められない経費もありますので事前にご相談下さい。

補助事業名	補助率	補助額
事業承継の戦略策定事業 (対象経費は、上記参照)	2/3	経費(税抜き)の100万円を上限とします。 (1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

## ●補助の条件(すべて該当すること)

事業承継の戦略策定事業を行う事業者であって、下記の各号のいずれをも満たしている事業者

- ① 本店登記が本市内にある(個人にあつては本市内に住民登録を行っている)中小企業者であること。
- ② 岡山市事業承継支援補助金交付要綱に掲げる対象業種に属する事業を営む者であること。※業種の詳細は、当課までお尋ねください。
- ③ 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- ④ 確定申告を一期以上行っており、市税を滞納していないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア みなし大企業者
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(昭和23年法律第122号)に規定する業種を営む者
  - ウ 岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団
  - エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているもの
  - カ 市長が不相当と認めるもの

## ●事前相談

申請を希望される方は、必ず当課の事前相談を受けてください。その後、申請書類をお渡しさせていただきます。

## ●問い合わせ先

岡山市産業観光局産業振興・雇用推進課 岡山市北区大供一丁目1番1号  
TEL 086-803-1325 (直通)

